

子ども・子育て新システムについて (説明資料)

平成24年4月

目次

○子ども・子育て新システムの基本制度について(少子化社会対策会議決定).....	2
○子ども・子育て新システムについて(基本的考え方とポイント).....	3
○幼保一体化の具体的な仕組みについて.....	5
○指定制度の導入及びこども園給付等の創設について.....	7
○総合こども園の創設.....	9
○新たな制度における利用者負担について.....	13
○国の所管及び組織体制について.....	14
○新システムの実施に向けた考え方.....	15
○これまでの検討経緯.....	16
○子ども・子育て新システム関連3法案について.....	17
○関係資料の掲載ページについて.....	20

子ども・子育て新システムの基本制度について

平成24年3月2日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。

また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案(仮称)、総合こども園法案(仮称)並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

(別添1)

子ども・子育て新システムに関する基本制度(抄)

新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格施行の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるととも、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。また、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。

基本的考え方

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。
 子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
 子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資
 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現
 すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

○子育ての孤立感と負担感の増加



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
 ○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足
 「小1の壁」

○OM字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
 ○子ども・子育て会議の設置
 ○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備
 (市町村が責任を果たせる仕組みに)

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）



- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■新たな一元的システムの構築

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的な仕組み >

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村子ども・子育て支援事業計画の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合こども園の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・幼稚園から総合こども園への移行により、保育が量的に拡大。
- ・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・幼稚園・保育所から総合こども園への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現 >

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子
育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+放課後児童
クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子
育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

こども園 = 指定により、こども園給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等
指定により、地域
型保育給付の対
象

(こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳
児家庭全戸訪問事業等

※対象事業の範囲は法定

・延長保育事業
・病児・病後児保
育事業

放課後児童
クラブ

※ 指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

指定制度の導入及びこども園給付等の創設について

【基本的な考え方】

- 新システムにおいては、指定制の導入により、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【指定制のイメージ】

事業の開始

総合こども園、幼稚園又は保育所の認可	【認可と同等の基準を満たす施設】	その他の施設の届出 【多様な保育】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 (ベビーホテル等)
--------------------	------------------	----------------------------------	---------------------------

財政措置

こども園 指定により、 こども園給付 の対象	地域型保育 指定により、 地域型保育給付 の対象	× (財政措置無し)
--	--	---------------

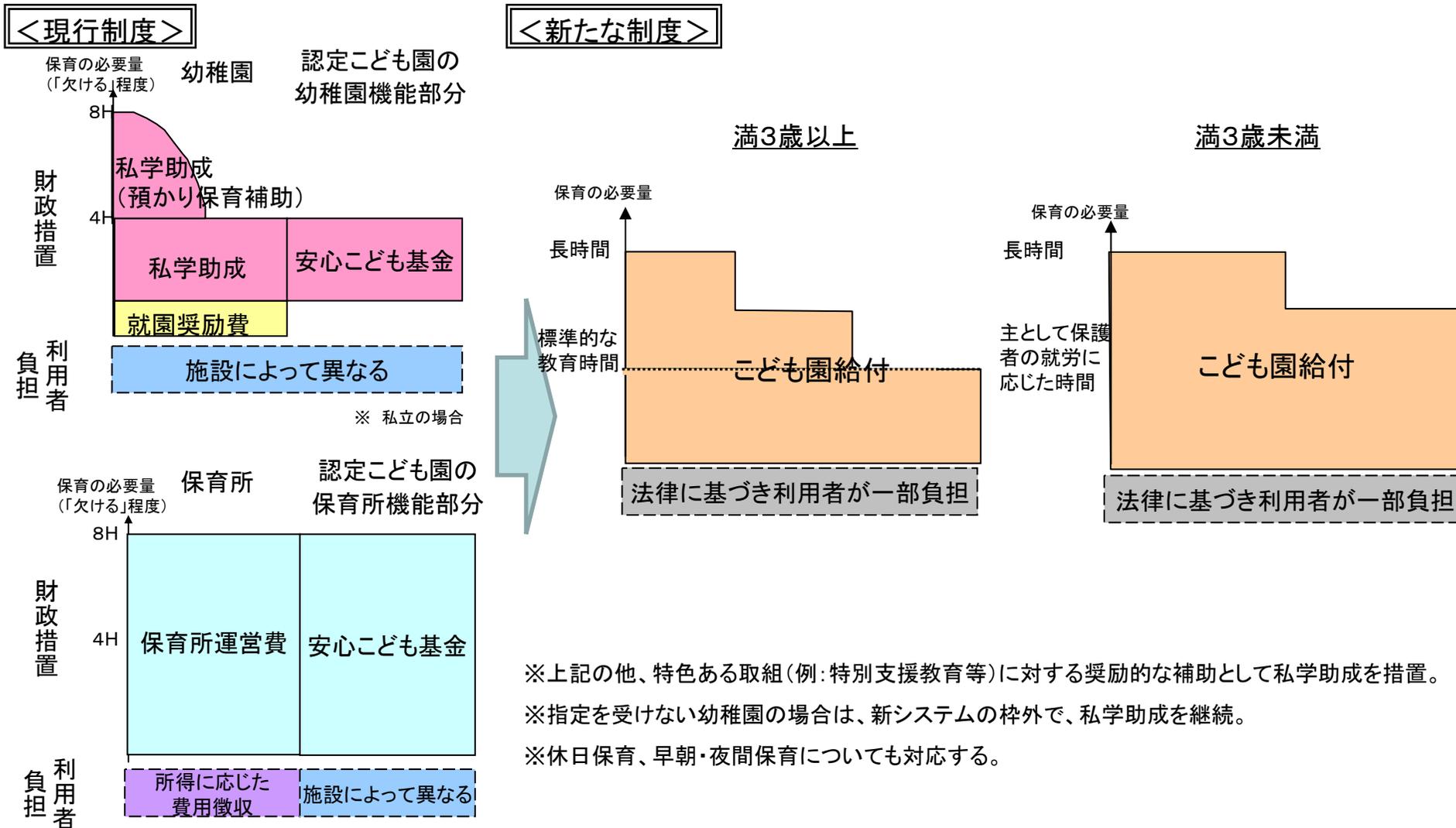
認可の有無に関わらず、質の確保のための客観的な基準を満たした施設や多様な保育について、給付の対象とする。

※1 こども園とは、指定を受けた総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

※2 地域型保育とは、客観的な基準を満たす小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。

こども園給付の創設

- こども園給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



総合こども園の創設

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

○ 総合こども園については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

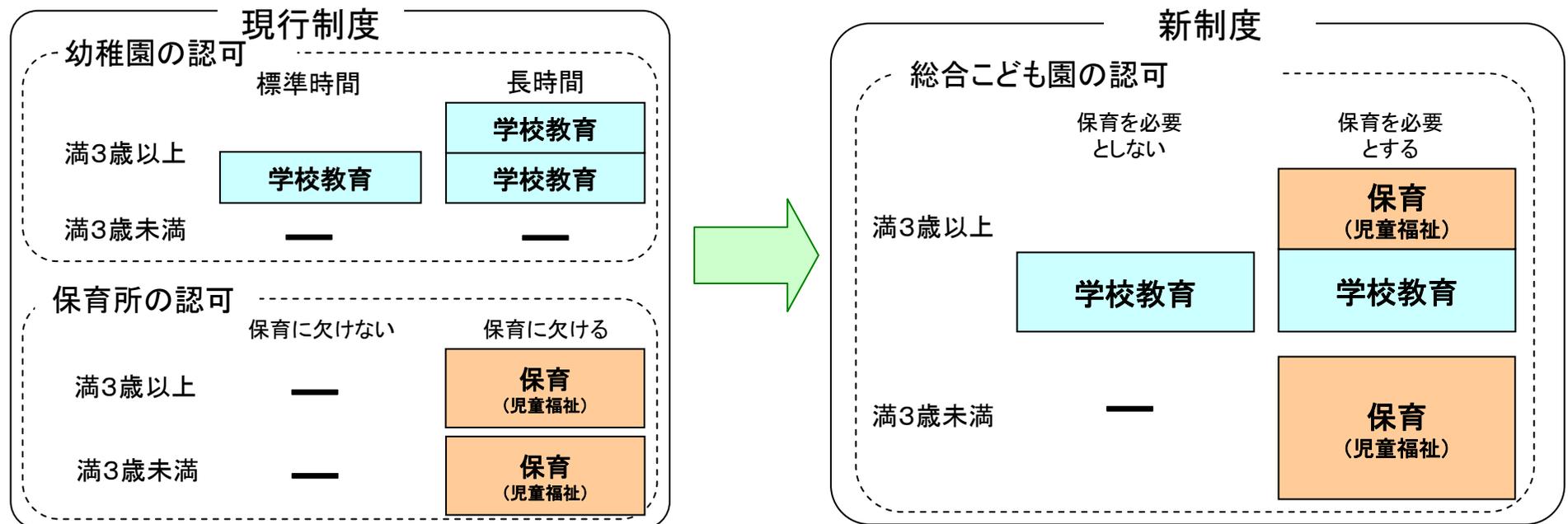
※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 総合こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等(※1)により、満3歳未満児の受入れを含め、総合こども園への移行を促進する(※2)。

※1 例えば現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室（満3歳未満児については自園調理が必須）等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与すること等

※2 保育所（3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、一定期間（公立：10年、私立：3年）後に全て総合こども園に移行。



総合こども園の具体的制度設計について

総合こども園の具体的制度設計について	
設置主体	<p>国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人 ※一定の要件は以下のとおり。</p> <p>①設備又はこれに要する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該総合こども園の経営に必要な財産を有すること ②役員が、経営に必要な知識又は経験を有すること ③役員が社会的信望を有すること ④業務状況書類等の作成、閲覧 ⑤経理を他の経理と分離すること・総合こども園会計からの資金流出を制限※すること</p> <p>※具体的には、①「総合こども園会計」から「子ども・子育て新システム関係事業及び学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入は認めない、②「総合こども園会計」からの株主への配当については、一定の上限を設けることとする。</p>
認可主体	<p>都道府県知事 ※大都市(指定都市、中核市)に権限を委譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。</p>
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	<p>(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取</p>
教育委員会の関与	<p>(公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)</p>
設置基準	<p>現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討</p>
配置職員	<p>園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。</p>
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

総合こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限)を基本とし、 その具体的方法については今後更に検討 (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	総合こども園以外の施設が「総合こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後(制度の本格施行から3年程度(必要に応じて期間の延長を検討))に全て総合こども園に移行。
- ・ 公立保育所の総合こども園への移行については、移行期間を10年とする。
- ・ 認定こども園については、基準を満たすものについては新制度において、総合こども園に円滑に移行できるような特例を設ける。現在は基準を満たさないものについても、施設の実態を把握した上で、総合こども園の基準を満たすために必要な支援策を検討する(認定こども園制度自体は廃止)。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

総合こども園への参入等に際しての要件について

①基本的な考え方

- 総合こども園の設置主体は、組織・資産等において永続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。
 - ※ 一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人については、学校法人、社会福祉法人と同列に扱う。

②株式会社、NPO等の法人に求められる一定の要件

ア 参入段階

- 認可要件については、学校法人・社会福祉法人等に課されている要件を踏まえ、以下のような要件を課すことが考えられる。
 - i) 総合こども園の設備及び運営に関する基準に適合する設備又はこれに要する資金並びに当該総合こども園の経営に必要な財産を有すること
 - ii) 当該総合こども園の経営を担当する役員が、学校教育・保育を一体的に提供する総合こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること
 - iii) 当該総合こども園の経営を担当する役員が社会的信望を有すること

イ 運営段階

- i) 当該総合こども園の経営に係る経理を他の経理と分離する。
- ii) 総合こども園会計からの資金流出を制限する。
 - 総合こども園の永続性を担保するため、
 - A 区分経理された「総合こども園会計」から「学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入れは認めない。
 - B 総合こども園会計からの株主への配当については、一定の上限を設ける。
- iii) 業務状況書類等を作成し、関係者からの請求に応じて閲覧させる。

③私立施設の撤退段階の規制(設置主体を問わない)

- 施設の廃止は、広域自治体である都道府県等の「認可」を要することとし、都道府県等は、「現在及び将来の地域における学校教育・保育の需要」を考慮した上で、その可否を判断する。

新たな制度における利用者負担について

新たな制度における利用者負担の基本的考え方

- 新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、給付単価を限度とする。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

国の所管及び組織体制について

- すべての子どもに良質な育成環境を保障する財源・給付に係る「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 総合こども園は、総合こども園法に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法を所管することとなる内閣府で所管することが適当。
- 同時に、総合こども園の認可を受けることにより、その効果として、学校教育の法体系における学校及び児童福祉の法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなり、その限りにおいて文科省、厚労省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。
- 省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。

新システムの実施に向けた考え方

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・ 小規模保育など新たな保育の類型を創設
 - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育(看護師等の施設への配置を含む。)、休日保育の充実
 - ・ 地域支援や療育支援の充実
 - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置(施設の事務体制を含む。) 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 「子育て支援コーディネーター(仮称)」による利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。

※2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。

※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業者・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業者拠出については、現行制度も参考に、事業者拠出の対象範囲の明確化や事業者の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。

※4 さらに、「平成24年度以降の子どものための手当等について」(平成23年12月20日 内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)においては、「子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。」とされた。

※5 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)

※6 指定制の導入等による保育等への多様な事業者の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)

※7 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※8 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

これまでの検討経緯

○平成22年

- 1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。
- 4月27日 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(子ども・子育て新システム検討会議決定)
- 6月29日 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)
- 9月16日 基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームを設け、検討を始める。

○平成23年

- 7月27日 基本制度ワーキングチームにおいて中間とりまとめ
- 7月29日 「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」(少子化社会対策会議決定)

○平成24年

- 2月13日 基本制度ワーキングチーム「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」を公表
- 本とりまとめまでに
- ・基本制度ワーキングチーム20回
 - ・幼保一体化ワーキングチーム9回
 - ・こども指針(仮称)ワーキングチーム6回、計35回開催

- 3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」(少子化社会対策会議決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。

また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案(仮称)、総合こども園法案(仮称)並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

→ 税制抜本改革とともに、平成24年通常国会に法案を提出(平成24年3月30日提出済)。

子ども・子育て新システム関連3法案について

子ども・子育て支援法案	総合こども園法案	関係整備法案
<p>趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。</p> <p>概要：</p> <p>(1) 総則 (目的、基本理念、責務規定、定義規定)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援給付 ◆子どものための現金給付(児童手当) ◆子どものための教育・保育給付(支給認定、こども園給付、地域型保育給付)</p> <p>(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者 (指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あっせん・要請・情報の報告・公表等)</p> <p>(4) 地域子ども・子育て支援事業</p> <p>(5) 子ども・子育て支援事業計画 (国の基本指針、市町村計画、都道府県計画)</p> <p>(6) 費用等 (国・地方の負担等)</p> <p>(7) 子ども・子育て会議等 (会議の設置、組織、権限及び運営等)</p> <p>(8) 雑則</p> <p>(9) 罰則</p>	<p>趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その目的、設置、運営その他必要な事項を定める。</p> <p>概要：</p> <p>(1) 総則 (目的、定義)</p> <p>(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等 (教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)</p> <p>(3) 総合こども園の設置等 (設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等)</p> <p>(4) 雑則 (名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)</p> <p>(5) 罰則</p>	<p>行フ。</p> <p>概要：</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う所要の改正等 (子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定こども園法の廃止等)</p> <p>(2) 国の所管等に関する所要の改正</p> <p>※内閣府設置法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法及び総合こども園法に関する所掌規定 子ども・子育て会議の設置等

※ 施行日： 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)

※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行

子ども・子育て支援法案の概要

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定

(2) 子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

- ◆ 指定こども園等の指定手続、責務、指定基準、指定の更新、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督
- ◆ 指定こども園等に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請
- ◆ 指定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等

(4) 地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診等

(5) 子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定）

(6) 費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

(7) 子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営等

(8) 雑則・(9) 罰則

関係整備法： 児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

※指定の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行

総合こども園法案の概要

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則

- ◆ 総合こども園法の目的、定義規定
(総合こども園は教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

- ◆ 教育及び保育の目標及び内容(総合こども園保育要領の策定等)、入園資格

(3) 総合こども園の設置等

- ◆ 設置者(国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人)
- ◆ 区分経理等(総合こども園の経営に関する会計の区分、剰余金の配当制限等)
- ◆ 設備及び運営の基準(国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める)
- ◆ 総合こども園に置く職員(園長、保育教諭等)
- ◆ 職員の資格(保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等)
- ◆ 設置廃止等の手続、指導監督、評価・情報公開等

(4) 雑則・(5) 罰則

- ◆ 名称の使用制限、主務大臣、罰則等

関係整備法：

- ◆ 教育公務員特例法の一部改正(公立総合こども園の保育教諭等について、教育公務員として位置づけ)
- ◆ 教育職員免許法の一部改正(総合こども園に勤務する職員の保有する幼稚園教諭免許状の取扱い)
- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(総合こども園に関する事務への教育委員会の関わりについて規定)
- ◆ 社会福祉法の一部改正(総合こども園を運営する事業について第二種社会福祉事業に位置づけ)
- ◆ 認定こども園法の廃止

施行日： 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)

(※) 認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行

関係資料の掲載ページについて

(1) 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等

- 「子ども・子育て新システムの基本制度」について
- 別添1 子ども・子育て新システムに関する基本制度
- 別添2 子ども・子育て新システム法案骨子

⇒ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/kihonseido.html>

(少子化対策トップ> もっと詳しく知りたい>「子ども・子育て新システム検討会議」について
>「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等)

(2) 子ども・子育て新システム関連3法案

- 子ども・子育て支援法案
- 総合こども園法案
- 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

⇒ <http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html>

(内閣府ホーム>組織・制度>国会提出法案>第180回 通常国会)